

BTMU CHINA WEEKLY

三菱東京UFJ銀行 国際業務部

JANUARY 17TH 2018

■ WEEKLY DIGEST

【経 済】

- 2017 年 12 月 CPI 前年同月比+1.8% PPI 前年同月比+4.9%

【産 業】

- 2017 年 自動車販売 2,887.9 万台 9 年連続世界首位

【貿易・投資】

- 2017 年 輸出前年比+10.9% 輸入同+4.5% とともに 3 年ぶり増加

【金融・為替】

- 2017 年クロスボーダー人民元決済額 経常・直接投資ともに減少
- 2017 年のマネーサプライ (M2) 前年比 8.2%増 政府目標の 12.0%を下回る

■ RMB REVIEW

- 上値の重い時間帯が継続か

■ EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国入札応札法』、『中華人民共和国計量法』の改正に関する決定」
- 「全国人民代表大会常務委員会の北京市大興区等 232 試行県（市・区）、天津市薊州区等 59 試行県（市・区）の行政区域において法律規定の実施を暫時調整する権限を国务院に授与する期限を延長することに関する決定」他

本邦におけるご照会先:

三菱東京 UFJ 銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱東京 UFJ 銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および、複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

WEEKLY DIGEST

【経済】

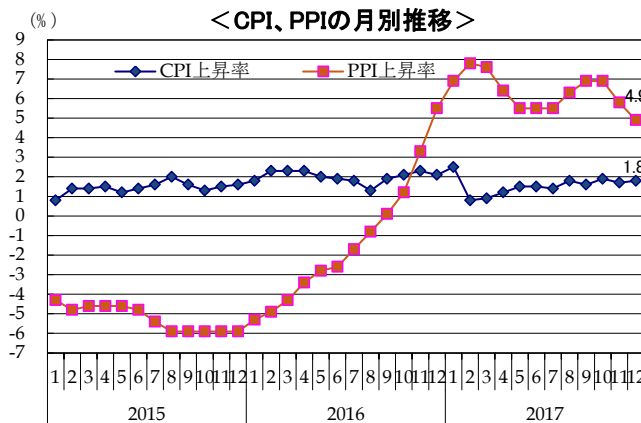
◆2017年12月 CPI 前年同月比+1.8% PPI 前年同月比+4.9%

国家統計局の10日の発表によると、2017年12月の消費者物価指数(CPI)は前年同月比+1.8%となり、前月より0.1ポイント上昇した。項目別では、食品が前年同月比▲0.4%(11月:同▲1.1%)と全体を押し下げた一方、非食品が同+2.4%(11月:同+2.5%)と全体を押し上げた。

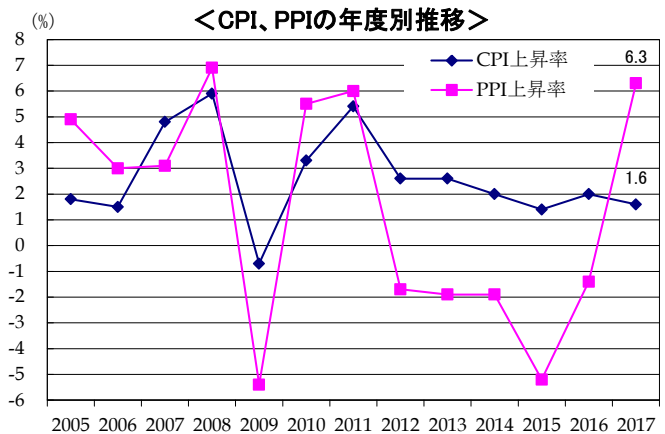
12月の工業生産者出荷価格指数(PPI)は前年同月比+4.9%となり、上昇幅は前月より0.9ポイント縮小した。産業別では、石油・天然ガス採掘が前年同月比+20.1%(11月:同+20.3%)、鉄鋼製錬・圧延加工が同+18.5%(11月:同+23.9%)、非鉄金属製錬・圧延加工が同+12.4%(11月:同+14.4%)、石油加工が同+12.3%(11月:同+13.8%)と上昇幅が大きかった。

2017年通年では、CPIは前年比+1.6%と、上昇幅は前年より0.4ポイント縮小した。項目別では、食品が前年比▲0.4%、非食品が同+2.3%と、食品価格は2003年以来の下落となった。豚肉、野菜の価格下落の影響が大きいという。

一方、PPIは、通年では前年比+6.3%と、6年ぶりにプラスに転じた。上昇幅が大きかった産業は、石油・天然ガス採掘の前年比+29.0%、石炭採掘・洗浄・選鉱の同+28.2%、鉄鋼製錬・圧延加工の同+27.9%などだった。



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成



(出所) 国家統計局の公表データを基に作成

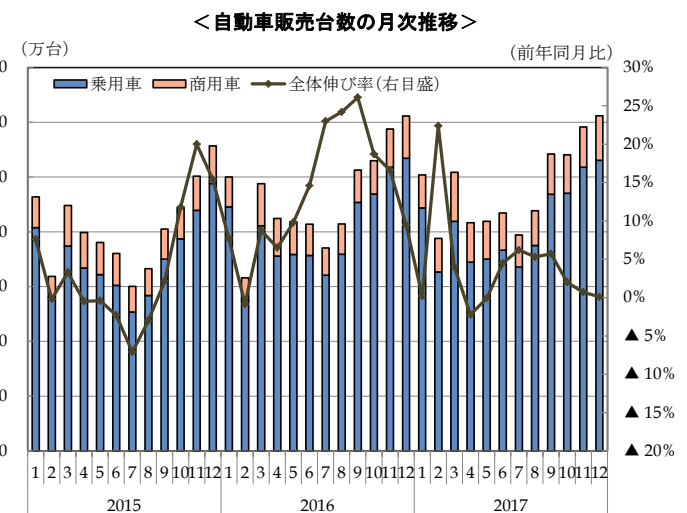
【産業】

◆2017年 自動車販売 2,887.9万台 9年連続世界首位

中国自動車工業協会の11日の発表によると、2017年通年の自動車販売台数は前年比+3.0%の2,887.9万台(2016年:同+13.7%/2,802.8万台)と過去最高を記録し、9年連続で世界首位を維持した。また12月単月でも、前年同月比+0.1%の306.0万台と、2017年の最高販売台数となった。

通年の車種別販売では、乗用車が前年比+1.4%の2,471.8万台、商用車が同+14.0%の416.1万台となった。

乗用車のタイプ別の伸び率では、セダンが前年比▲2.5%の1,184.8万台、SUV(スポーツ型多目的車)が同+13.3%の1,025.3万台、MPV(多目的車)が同▲17.1%の207.1万台となった。



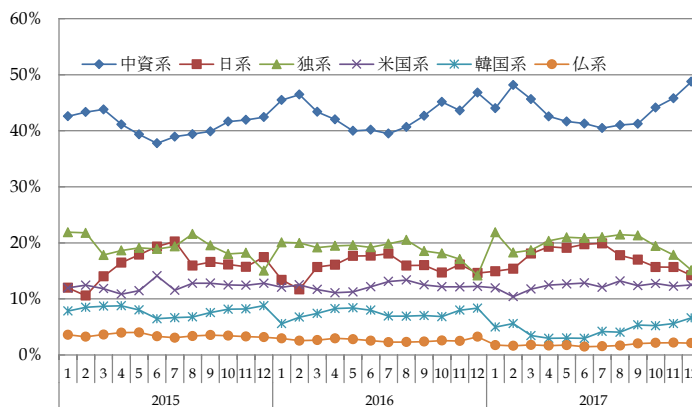
(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

また、新エネルギー車は前年比+53.3%の 77.7 万台。うち、乗用車では、電気自動車(EV)が同+82.1%の 46.8 万台、プラグインハイブリッド車(PHV)が同+39.4%の 11.1 万台、商用車では EV が同+21.5%の 18.4 万台、PHV が同+26.6%の 1.4 万台だった。

同協会は、自動車販売台数の伸び率が年初見通しの前年比 5.0%増に届かなかった理由として、排気量 1,600cc 以下の乗用車に対する車両購入税の優遇税率調整で小型車の販売が減速したこと、新エネルギー車の補助金引き下げ等の政策見直しが上期の販売に影響したことを指摘する一方、2016 年の好実績と比較してさらにプラスの伸びとなったことに注目すべきとし、業界全体としては良好に推移していると評価した。

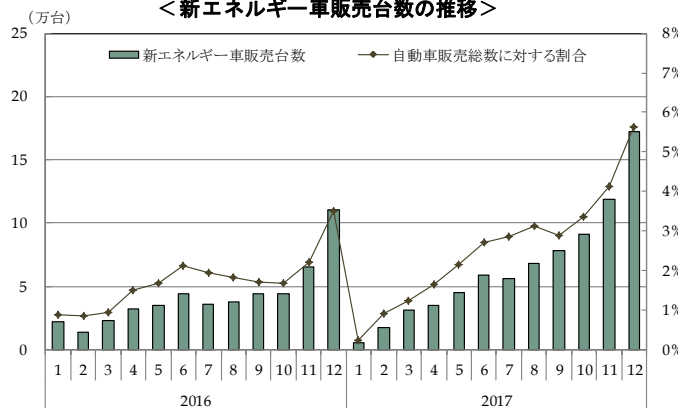
なお、12 月単月の乗用車の国別販売シェアでは、中資系が 48.8% (11 月:45.8%) の 129.4 万台、独系が 15.1% (11 月:17.8%) の 40.1 万台、日系が 14.2% (11 月:15.7%) の 37.7 万台、米国系が 12.5% (11 月:12.3%) の 33.2 万台、韓国系が 6.6% (11 月:5.6%) の 17.5 万台、フランス系が 2.1% (11 月:2.2%) の 5.6 万台と、中資系と米国系、韓国系がシェアを伸ばした。

＜乗用車の国別販売台数の構成比の月次推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

＜新エネルギー車販売台数の推移＞



(出所) 中国自動車工業協会の公表データを基に作成

【貿易・投資】

◆2017 年 輸出前年比+10.9% 輸入同+4.5% とともに 3 年ぶり増加

税関総署の 12 日の発表によると、2017 年の輸出は前年比+7.9% (2016 年:同▲7.7%) の 2 兆 2,634.9 億米ドル、輸入は同+15.9% (2016 年:同▲5.5%) の 1 兆 8,409.9 億米ドルと、ともに 3 年ぶりに増加に転じた。世界経済の回復、中国経済の底堅い成長、資源・エネルギー商品の輸入増加、新興国市場との貿易拡大等を改善要因として挙げた。

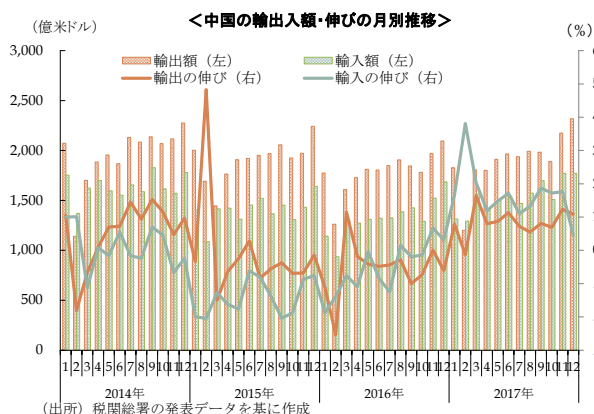
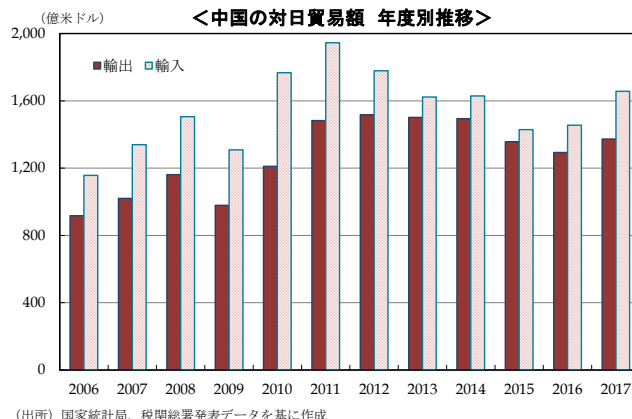
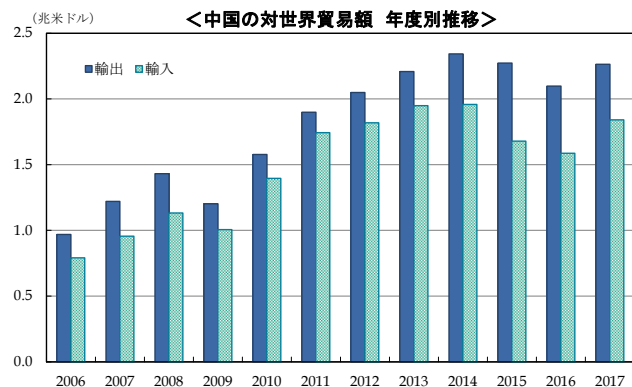
また、2017 年の中国の対外貿易の特徴について、貿易相手国別の輸出入総額(人民元建て)を見ると、欧州・米国・日本の合わせた総額が前年比+14.8%となったのに対し、ラテンアメリカが同+22.0%、アフリカが同+17.3%と新興国市場の伸びが高かった。また、カザフスタンが同+40.7%、ロシアが同+23.9%、ポーランドが同+23.4%と「一帯一路」沿線の一部地域との貿易が大きく伸びた。

品目別の輸出額(人民元建て)を見ると、自動車と同+27.2%、コンピューターが同+16.6%、携帯が同+11.3%、医療機器が同+10.3%と、高付加価値分野の伸びが高かった。

品目別の輸入額(人民元建て)を見ると、IC 回路が同+17.3%、エンジンが同+17.6%、NC 工作機械が同+13.8%、水産物が同+19.6%と、重要設備とその部品等の伸びが高かった。

2018 年の中国の対外貿易の見通しについては、引き続き世界経済の回復、中国経済の堅調な成長が期待できる一方、不透明感が増す国際情勢、製造業を巡るグローバル競争の激化、保護貿易主義の台頭等の不確定要因が残るなか、2 桁の伸びの実現は難しいものの、拡大傾向は続くとの見方を示した。

なお、12 月単月の輸出は前年同月比+10.9% (11 月:同+12.3%) の 2,317.9 億米ドル、輸入は同+4.5% (11 月:同+17.7%) の 1,771.0 億米ドルと引き続き前年同月を上回ったものの、伸び幅は前月より縮小した。



〈2017年の国・地域別輸出入額と伸び率(トップ10)〉

国・地域	輸出入総額	前年比	輸出	前年比	輸入	前年比
米国	5,837.0	12.3%	4,297.6	11.5%	1,539.4	14.5%
日本	3,029.9	10.1%	1,373.3	6.1%	1,656.5	13.7%
韓国	2,802.8	10.9%	1,027.7	9.7%	1,775.1	11.7%
香港	2,866.1	▲ 5.7%	2,792.9	▲ 2.8%	73.2	▲ 56.2%
台湾	1,993.9	11.3%	439.9	9.3%	1,554.0	11.9%
ドイツ	1,681.0	11.1%	711.5	9.0%	969.5	12.6%
オーストラリア	1,362.6	25.9%	414.4	11.0%	948.2	33.7%
ベトナム	1,212.7	23.4%	709.4	16.1%	503.3	35.4%
マレーシア	960.3	10.5%	417.2	10.8%	543.0	10.2%
ブラジル	875.4	29.1%	289.6	31.8%	585.9	27.8%

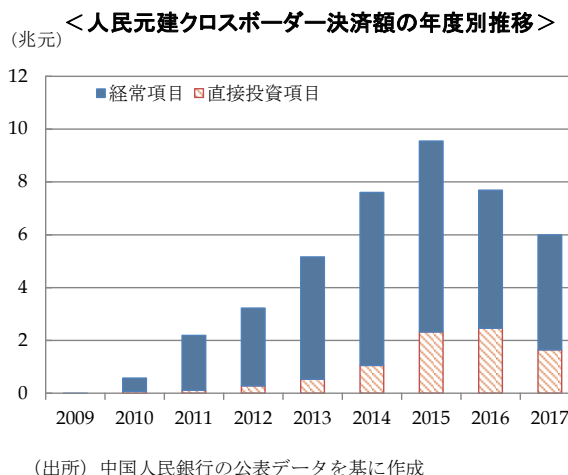
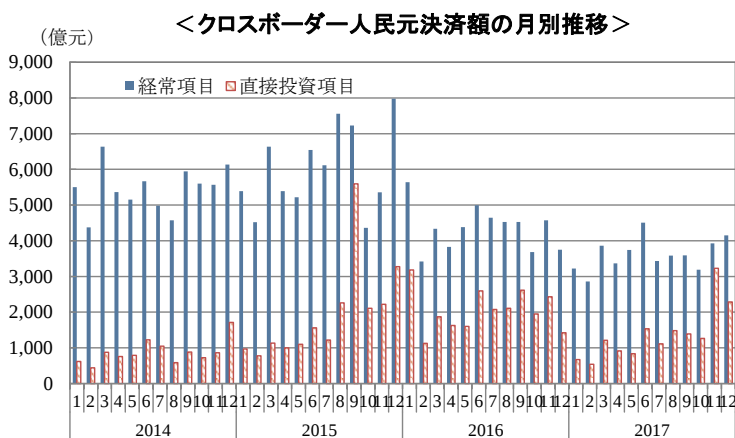
(出所) 税関総署の公表データを基に作成

【金融・為替】

◆2017 年クロスボーダー人民元決済額 経常・直接投資ともに減少

中国人民銀行の12日の発表によると、2017年通年のクロスボーダー人民元決済額は、経常項目が4兆3,600億元(前年比▲8,675億元)、直接投資項目が1兆6,369億元(同▲8,238億元)と共に前年を下回った。

経常項目のうち、貨物貿易が3兆2,700億元(同▲8,509億元)、サービス貿易が1兆900億元(同▲166億元)。直接投資項目のうち、対内直接投資が1兆1,800億元(同▲2,188億元)、対外直接投資が4,569億元(同▲6,050億元)となった。



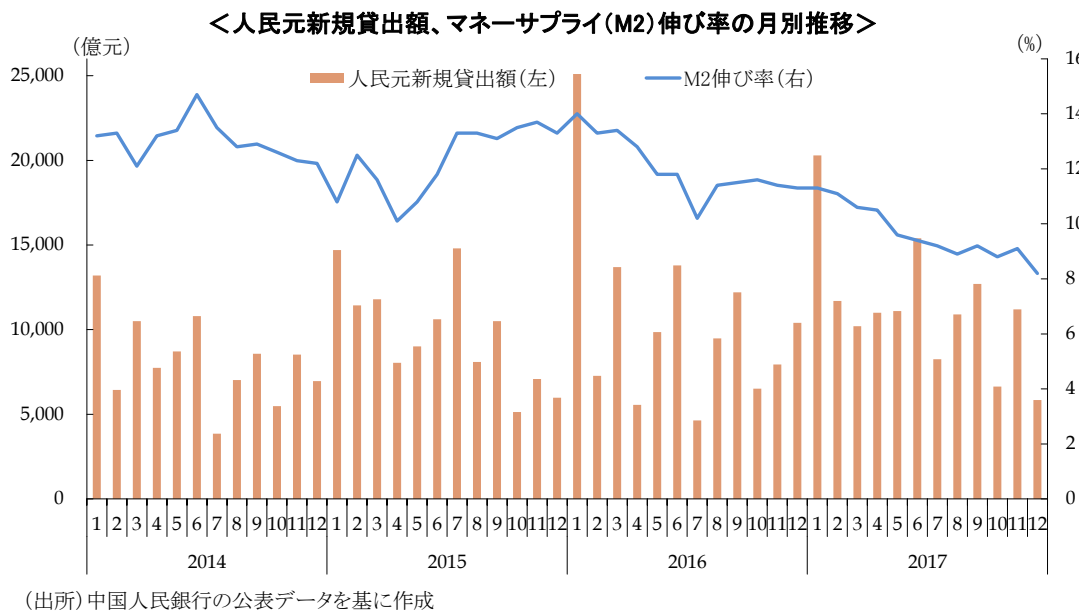
◆2017 年のマネーサプライ(M2) 前年比 8.2%増 政府目標の 12.0%を下回る

中国人民銀行の 12 日の発表によると、2017 年 12 月末のマネーサプライ(M2)は前年比+8.2%の 167 兆 6,800 億元と、伸び率は前年の+11.3%より 3.1 ポイント縮小し、2017 年通年の政府目標である+12.0%を下回った。

2017 年通年の人民元新規貸出額は、前年比+8,782 億元の 13 兆 5,300 億元となり、実体経済に供給された流動性の量を示す社会融資総量^(注)の増加額は、前年比+1 兆 6,300 億元の 19 兆 4,400 億元と何れも前年を上回った。

一方、12 月単月では、人民元新規貸出は前年同月比▲4,600 億元の 5,844 億元、社会融資総量の増加額は前年同月比▲4,999 億元の 1 兆 1,400 億元と何れも前年同月より減少した。

(注) 社会融資総量=人民元貸出+外貨貸出+委託貸出+信託貸出+銀行引受手形+企業債券+非金融企業株式発行+保険会社賠償+投資用不動産+その他



RMB REVIEW

◆上値の重い時間帯が継続か

週初(1/8)オンショア人民元相場(以下、人民元)は、高値 6.4760 で寄り付いた。しかし、週初にドルが堅調に推移したことに加え、対ドル基準値の算出方法見直しに関する報道^(注1)を受けて、人民元は安値 6.5385 まで下落した。週央にかけて中国の外貨準備と米国債に関する報道^(注2)を巡り、小反発する場面もみられた。もっとも、週を通して、元安方向に推移し、本稿執筆時点では 6.49 台で推移している。

上述した基準値算出方法変更の背景には、①対ドルで 6.50 を超える元高に対する当局の牽制、②為替制度改革に向けた動き、③反循環的要素(カウンターシクリカル要素)の必要性の低下が挙げられるだろう。

まず、①に関して、昨年末以降ドル安が進み、人民元は対ドルで急速に上昇していた。その為、昨年 5 月に元安抑制策の一環として導入していた反循環的要素を解除することで、当局が元高を牽制したとみられる。こうした動きは、昨年 9 月に対ドルで 6.50 を上抜けた際にもみられた。PBOC は昨年 9 月 8 日に人民元安を抑制するために導入していた為替先物規制を緩和し、人民元は下落していた。この為、当方も 6.50 を超えた人民元高に対し、当局による何らかの人民元高牽制が意識され、上値が重くなるとみている。

②については、反循環的要素の導入により、基準値を設定する際、PBOC による恣意性が強まる恐れが指摘されるなど、為替制度改革とは逆行した動きとなっていた。今般の算出方法の見直しにより、PBOC による裁量余地が低下し、変動幅拡大など人民元国際化に向けた前進が期待される。

③に関しては、反循環的要素は元安抑制のために導入されたが、もはや昨年 5 月のような元安水準では無くなっており、本政策の必要性が低下していた。資本流出規制が今後も十分に機能していく、との PBOC の自信のあらわれとも取れる。

来週は中国の 10-12 月期の GDP が発表される。李克強首相が 11 日に 2017 年の実質 GDP 成長率が 6.9% 前後になるとの見解を示していたことに加え、共産党大会が開催された年は、他の年に比べ中国の実質 GDP 成長率が高くなる傾向がある。この為、市場予想から大きく乖離することはなく、人民元相場への影響も限定的だろう。

従って、来週は当局による元高牽制への警戒感が燦る中、人民元は上値重く推移すると予想する。

(注1)ブルームバーグは9日に関係者の発言を引用する形で、PBOC が人民元の対ドル基準値の算出方法を変更したと報じた。具体的には、昨年 5 月に導入された反循環的要素を PBOC が事実上取り除くよう指針を修正し、既に変更されているとの内容。反循環的要素とは、PBOC が基準値算出に際して、公認銀行 14 行に「経済の基礎的諸条件や外為市場の動きに基づき」独自に係数を作成させ、PBOC がこれらの係数をまとめた数値を指す。この係数の算出方法が不透明であった為、それまで以上に PBOC が基準値設定に与える裁量余地が拡大し、元高に誘導するための元安抑制策とみなされていた。

(注2)中国の外貨準備を見直す当局者らが米国債の購入を減らすか停止することを勧告したとブルームバーグが 10 日に関係者の発言を引用する形で報じた。しかし、翌 11 日に SAFE がこの報道が間違った情報源を引用したか、偽情報の可能性があると声明を出した。

(1月12日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			
2018.01.08	6.4760	6.4760～ 6.5014	6.4956	0.0105	5.7344	0.0000	0.83115	0.0017	7.7942	-0.0220	2.7000	3571.30	18.49
2018.01.09	6.5025	6.4981～ 6.5280	6.5207	0.0251	5.7802	0.0458	0.83354	0.0024	7.7925	-0.0017	3.1000	3576.41	5.11
2018.01.10	6.5360	6.5132～ 6.5385	6.5179	-0.0028	5.8250	0.0448	0.83233	-0.0012	7.7864	-0.0061	3.1000	3584.13	7.72
2018.01.11	6.5130	6.5045～ 6.5189	6.5088	-0.0091	5.8258	0.0008	0.83240	0.0001	7.7755	-0.0109	3.2000	3587.74	3.62
2018.01.12	6.4920	6.4580～ 6.4930	6.4680	-0.0408	5.8158	-0.0100	0.82553	-0.0069	7.8353	0.0598	3.1000	3591.67	3.92

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱東京UFJ銀行国際業務部作成

EXPERT VIEW

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2017年12月下旬から2018年1月上旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

[法律] 【入札法】 ○「全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国入札応札法』、『中華人民共和国計量法』の改正に関する決定」(国家主席令第86号、2017年12月27日公布、同年12月28日施行) 【土地法】 ○「全国人民代表大会常務委員会の北京市大興区等232試行県(市・区)、天津市薊州区等59試行県(市・区)の行政区域において法律規定の実施を暫時調整する権限を国務院に授与する期限を延長することに関する決定」(2017年12月27日第12期全国人民代表大会常務委員会第31回会議で可決、同年12月28日施行) 【税法】 ○「中華人民共和国環境保護税法実施条例」(国務院令第693号、2017年12月25日公布、2018年1月1日施行)	「入札応札法」と「計量法」の一部改正。 ■このうち、日系企業の営業活動への影響が大きい「入札応札法」の改正点は、以下の通り。 ①「入札代理機構」についての資格要件についての規定を削除した(第13条第2項第3号、第14条第1項)。(注:入札業務への参加に関わる許可の取り消し。) ②同じく「入札代理機構」に対する罰則について、情状が重大な場合の入札代理資格取り消しの規定を削除し、代わりに1年ないし2年以内の入札代理の禁止と営業許可証の取り消しの規定に変えた(第50条第1項)。(注:事前許可を取り消し、事後管理を強化するという行政改革の方針に沿ったもの。) ■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-12/27/content_2035708.htm 農村の集団土地の使用権を担保に入れることを禁止する「物権法」、「担保法」の規定を暫定的に適用しない権限を国務院に授与するとして措置を2017年末から18年末まで1年間延長するもの。農村に対する金融支援の一環。 ■2015年から、北京市大興区など232県・市・区(当初は33県・市・区)では集団土地の請負経営権を担保とした資金貸し付け、天津薊州区など59県市・区では集団土地の住宅を担保とした資金貸し付けが試験的に行われているが、これらが継続される。 ■原文は全国人民代表大会の下記サイトをご参照。 http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-12/27/content_2035709.htm 今年1月1日付で施行された「環境保護税法」の施行細則。 ■主な規定は、以下の通り。 ①「環境保護税法」に添付される税額表の「その他の固形廃棄物」の具体的な範囲は、大気汚染物質、水質汚染物質と同様に、省・自治区・直轄市政府が立案、同級人民代表大会が決定し、全国人民代表大会常務委員会と国務院に届け出る(第2条)。 ②固形廃棄物の税額計算は、当期(月毎)の排出量から貯蔵、処置、総合利用した量を差し引いた量を基準とする(第5条)。 ③「環境保護税法」に規定される大気汚染物質と水質汚染物質の排出に対する減税基準(注:国家・地方の排出基準を30%下回った場合、税額の75%で徴収)の計算について、大気汚染物質は自動モニタリング設備で測定された当月の1時間毎の平均濃度を再平均した数値かモニタリング機関によって測定された
--	---

【自由貿易試験区】 ○「国務院の自由貿易試験区において関係の行政法規・国務院文書・国務院の許可を得た部門規則の規定を暫時調整することに関する決定」(国発[2017]57号、2017年12月25日公布) 【サービス業開放】 ○「国務院の北京市において関連行政審査・許可及び参入特別管理措置を暫時調整することに関する決定」(国発[2017]55号、2017年12月10日公布・実施) 【規則】 【輸出入管理】 ○「2018年自動輸入許可管理貨物目録」(商務部・税関総署・国家品質監督検閲検疫総局公告 2017年第87号、2017年12月10日公布、2018年1月1日施行) ○「2018年輸入許可証管理貨物目録」(商務部・税関総署・国家品質監督検閲検疫総局公告 2017年第89号、2017年12月22日公布、2018年1月1日施行)	平均値とし、水質汚染物質は当月の1日当たりの平均濃度を再平均した数値かモニタリング機関によって測定された平均値とする(第10条)。 また、排出口毎に汚染物質を分けて計算する(第11条)。 ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/30/content_5251797.htm 全国11カ所の自由貿易試験区では、外資に対する特別な開放・規制緩和措置が試行されているが、それらに関する国務院の行政法規や国務院が許可した部門規則の規定を暫定的に停止することについて、改めて規定と試行措置を対比させる形で示したもの。法的根拠を示すことで、各自由貿易試験区が適切に実施するよう促したものと見られる。 ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-01/09/content_5254764.htm 北京市では2015年から18年5月5日までの予定で、21項目のサービス業の開放措置が試行されているが、そのうち5項目の措置について関係する行政法規の規定を適用しないことを後付けで示したもの。(21項目の開放措置については、本誌2015年6月10日号及び2017年7月19日号のEXPERT VIEWの解説をご参照。) ■原文は中央人民政府ポータルの下記サイトをご参照。 http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-12/22/content_5249525.htm 2018年の自動輸入許可管理貨物目録。自動輸入許可管理貨物は、中国政府が輸入動向を監視するために「自動輸入許可証」(10日以内に自動的に交付される)の事前取得を義務付けている貨物のこと。 ■対象品目は、農産物、食料品、繊維、石炭・鉄鉱石、石油・石油製品、鋼材・酸化アルミ、化学肥料などの非機械・電気製品(46種類)と機械・電気製品(20種類)。 ■うち機械・電気製品は、過去と同じく、タバコ機械、移動通信製品、衛星放送・テレビ設備及び重要部品、自動車製品、航空機、船舶、ゲーム機械、タービン、発動機及び重要部品、水力タービン及びその他の動力装置、化学装置、食品機械、工事機械、抄紙機械、紡織機械、金属精錬・加工設備、金属加工工作機械、電気設備、鉄道車両、医療設備で、前年の504品目から517品目に増加している。 ■原文と目録は商務部の下記サイトをご参照。 http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201712/20171202690183.shtml 2018年の輸入許可証管理貨物目録。輸入許可証管理貨物は、中国政府が輸入制限を目的として「輸入許可証」の事前取得を義務付けている貨物のこと。 ■過去の目録と同じく、重点中古機械・電気製品(化工設備、金属精錬設備、工事機械、クレーン運輸設備、抄紙設備、電力・電気
---	--

【輸入税】

○「財政部、国家発展改革委員会等の重大技術設備輸入税収政策関連目録の調整に関する通知」(財関税[2017]39号、2017年12月22日発布、2018年1月1日実施)

【税】

○「財政部、国家税務総局等の国外投資者の配当利益による直接投資の源泉所得税暫時不徴収政策問題に関する通知」(財税[2017]88号、2017年12月21日発布、同年1月1日実施)、「国外投資者の配当利益による直接投資の源泉所得税暫時不徴収政策の関係執行問題に関する公告」(国家税務総局公告 2018年第3号、2018年1月2日発布、2017年1月1日実施)

設備、食品加工・包装設備、農業機械、印刷機械、紡織機械、船舶、印刷機・複写機・ファクシミリ用ドラムの12種類)とオゾン層破壊物質(7種類)で、前者は前年と同じ90品目。

■原文と目録は商務部の下記ウェブサイトをご参照。

<http://www.mofcom.gov.cn/article/b/c/201712/20171202690531.shtml>

重要設備の国産化政策により、2007年から国内の設備メーカーが政府の指定する設備を製造するために同じく政府指定の重要部品・原材料を輸入する場合、輸入関税・増値税が免税となる措置が実施されているが、政府指定の設備、部品・原材料などの目録が改訂されたもの。

■今回の改訂は2016年1月以来2年ぶり。新しい設備目録では、3Dプリンターの付加製造設備、デジタル医療影像設備・バイオ医療専用設備、民間航空機などが追加された一方、混流式水力発電ユニットなどが除外されている。

■原文と目録は財政部の下記サイトをご参照。

http://gss.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201801/t20180105_2793555.html

【重要】外国企業などが中国に設立した現地法人などの配当利益をそのまま中国で再投資した場合、従来は国外への利益配当と見なして源泉所得税が課税(税率10%)されていたが、一定の条件を満たした場合には課税を繰り延べ、暫定的に非課税とするもの。昨年8月に国務院が発表した外資拡大措置の一環(その概要については、本誌2017年8月30日号のEXPERT VIEWの解説をご参照)。

■課税繰り延べとなる再投資の条件は、以下の通り。

- ① 投資先の企業は、投資した期間内に「外商投資産業指導目録」の奨励類プロジェクトまたは「中西部地区外商投資優位性産業目録」に記載されるプロジェクトの経営活動に従事すること。
- ② 投資の形態は、中国居住者企業の増資引き受けと資本準備金から資本金への転換、居住者企業の新規設立、非関係者からの居住者企業の持分買収などで、上場会社の増資引き受け、資本準備金からの資本金への転換、株式購入は含まない(上場会社への戦略投資を除く)。
- ③ 投資資金の移動は、配当が現金で行われる場合は、その企業の口座から投資先(または持分買収先)の口座に直接振り込むこと。

■一方、課税繰り延べの手続きは、以下の通り。

- ① 再投資をする国外投資者は、所定の「情報報告表」、関係する契約書、支払い証憑、奨励類プロジェクトの活動に関する資料などを利益配当をした企業に提供する。
- ② 利益配当をした企業は、国外投資者が提供した情報に誤りがないことを確認の上で源泉徴収をせず、実際に配当金を支払った日から7日以内に、申請用の「源泉徴収報告表」と上記の「情報報告表」を主管税務機関に提出する。
- ③ 主管税務機関は、上記資料を受領後10日以内に、投資先企業の主管税務機関またはその他の関係税務機関に連絡文書を送付する。送付先の税務機関は、課税繰り延べの条件に合致し

○「財政部、国家税務総局の借入固定資産仕入税額控除等の増値税政策に関する通知」(財税[2017]90号、2017年12月25日発布、2018年1月1日実施) ○「新エネルギー車の車両購入税免除に関する公告」(財政部・国家税務総局・工業情報化部・科学技術部公告 2017 年第 172 号、2017 年 12 月 26 日公布、2018 年 1 月 1 日施行) ○「財政部、国家税務総局の企業国外所得税収控除・免除政策の改善問題に関する通知」(財税[2017]84号、2017年12月28日発布、同年1月1日実施)	ない場合に限り、5 日以内に主管税務機関に連絡する(連絡がない場合は課税繰り延べが成立)。 ■通知の原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201712/t20171228_2789812.html 公告の原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3033019/content.html 様々なケースでの増値税の取り扱いについて通知したもの。 ■日系企業に関係するものは、以下の通り。 ① 固定資産、不動産を賃借した場合、それらが一般税額計算方法が適用される項目(仕入税額控除可)と簡易税額計算方法が適用される項目(仕入税額控除不可)の両方を含んでいる場合、賃借料の全額について仕入税額控除を認める。 ② 道路通行料の仕入税額控除は、増値税電子普通發票に記載される増値税額とするが、暫定的に次の扱いとする。 ・ 高速道路通行料については、2018 年 1 月 1 日から 6 月 30 日まで増値税電子普通發票を取得できない場合、取得した發票に記載される料金の 3%とする。 ・ 一級・二級道路通行料については、2018 年 1 月 1 日から 12 月 31 日まで同じく 5%とする。 ③ 橋梁・水門通行料の仕入税額控除は、取得した發票に記載される料金の 5%とする。 ■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c2982217/content.html 新エネルギー車(電気自動車、プラグインハイブリッド車、燃料電池車)の購入にかかる車両購入税の免除公告。2014 年 9 月から 17 年 12 月末まで実施されたが、新たに 2020 年 12 月末まで延長するもの。新エネルギー車の普及奨励措置。 ■免税の対象となる自動車は、工業情報化部と国家税務総局が制定した「車両購入税を免除する新エネルギー車目録」に記載される。車両購入税は、自動車の購入価格から増値税 17%を控除した金額に 10%の税率で課税されるため、免税の影響は大きい。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201712/t20171227_2788817.html 国外所得の税額控除についての通知。2009 年の財政部と国家税務総局の通知(財税[2009]125号)を補足するもの。 ■主な内容は、以下の通り。 ① 税額控除限度額(国外での課税所得額)の計算方法について、2009 年の通知では国・地域別に計算するとされていたが、新たに各国・地域の課税所得額を合算する方法を選択してもよいとされた。ただし、どちらかの計算方法を選択した場合、5 年間は変更できないとされた。 ② 配当所得の税額控除について、対象となる外国企業は、国内
--	--

○「増値税一般納税者登記管理弁法」(国家稅務總局令第 43 号、2017 年 12 月 29 日公布、2018 年 2 月 1 日施行)	企業が直接・間接に 20%以上の持分を所有する外国企業(第 1 階層)を含め、当該外国企業が 20%以上の持分を所有する他の外国企業(第 2 階層)以下、第 5 階層までの外国企業とする。 ■原文は財政部の下記サイトをご参照。 http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201712/t20171229_2790634.html 増値税一般納税者の登記手続きについての規則。2015 年 4 月からそれまでの資格認定制が取り消され、代わりに登記制が実施されているが、それをふまえて新たに制定したもの。 ■要点は、以下の通り。 ① 増値税納税者の年間課税販売額が小規模納税者の標準を超える場合、一般納税者として登記する。(注:小規模納税者の標準は、従来、主に生産・課税役務提供に従事している場合は 50 万元以下、主に貨物の卸売・小売に従事している場合は 80 万元以下、サービス・無形資産・不動産販売に従事している場合は 500 万元以下とされているが、昨年 11 月の「増値税暫定施行条例」の改正に伴い同様に改正が予定される実施細則に規定されると見られる。) ② 小規模納税者の標準を超えない場合でも、会計計算が健全で、正確な税務資料を提供できる場合には、一般納税者として登記できる。 ③ 登記に際しては、所定の登記表と税務登記証を主管税務機関に提出する。主管税務機関は、記入内容と税務登記情報が一致すれば、その場で登記を行う。(注:以前の資格認定制の下では主管税務機関による現場検査が行われていたが、取り消しとなった。) ■原文は国家稅務總局の下記サイトをご参照。 http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3022137/content.html
---	---

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部
 シニアアドバイザー 池上隆介

～アンケート実施中～

(回答時間:10 秒。回答期限:2018 年 2 月 17 日)

<https://s.bk.mufig.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>